

公布された条例のあらまし

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（条例第 22 号）

1 佐賀県県税条例の一部改正

- (1) 自動車税の環境性能割の税率区分について、新たな 2030 年度燃費基準の下で税率区分を見直すこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 111 条の 3 関係）
- (2) 住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 16 条関係）
- (3) 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 17 条の 2 関係）
- (4) 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 18 条の 4 関係）
- (5) 自家用乗用車の自動車税の環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和 3 年 12 月 31 日まで延長することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 18 条の 8 関係）
- (6) 新規新車登録から一定年数経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く（重課）する特例措置について、対象となる自動車の初回新規登録の期限を改めることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 19 条関係）
- (7) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和 17 年度分の個人の県民税まで延長することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 29 条関係）

2 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年佐賀県条例第 4 号）第 2 条の一部改正

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減（軽課）する自動車税の種別割の特例措置について、軽課の対象の見直しを行い、適用期限を 2 年延長することとした。（条例第 4 条の規定による改正後の附則第 19 条関係）

- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。